

2021年度 健康保険組合事業内容について

2021年度のNSD健康保険組合の事業内容について、下記のとおりお知らせします。

記

1 保健事業

1. 健康診断

健保が提供する健康診断に関する種目は次表のとおりです。各種目とも年度内1回費用補助いたします。詳細は別紙①～⑤の詳細説明資料を参照してください。

人間ドックについては原則12月末までに受診するようにしてください。止むを得ない事情で12月末までに受診できない場合でも、受診の予約は12月末までに済ませるようお願いいたします。

なお、35歳未満の被保険者(本人)は各事業所が行う定期健康診断を受診してください。

<健診項目一覧>

項番	種目	対象者	受診施設	費用補助上限 (税込)	詳細説明資料
(1)	人間ドック (半日、一日、 一泊*1)	35歳以上の 被保険者(本人)、 被扶養者(配偶者)	健保個別契約施設 健保連契約施設*6	上限 49,000円*2 自己負担 10,000円	別紙① 人間ドック
(2)	特定健康診査 (特定健診)*3	40～74歳までの被 扶養者(配偶者以外 の家族) 40～74歳までの被 扶養者(配偶者で特 定健康診査を希望 する方)	健保連集合契約A *7	受診券支給 自己負担無し	別紙② 特定健診
(3)	二次(再・精密) 検査	人間ドックの結果 再検査・要精密検 査になった被保険 者(本人)、 被扶養者(配偶者)	健保個別契約施設 健保連契約施設 (二次検査不可の 施設の場合、全国 の健診施設)	上限 15,000円 上記金額を超える、或 いは保険診療の場合、 自己負担	別紙③ 二次検査
(4)	婦人科健診*4	35歳以上の 被保険者(本人)、 被扶養者(配偶者) ※人間ドックと同 時受診	健保個別契約施設 健保連契約施設	上限 10,000円 ・乳がん検査(マンモ、 エコー) ・子宮がん検査(子宮 頸部細胞診) 上記以外は自己負担	

項番	種目	対象者	受診施設	費用補助上限 (税込)	詳細説明資料
(4)	婦人科健診*4	40～74歳までの被扶養者(配偶者以外の家族) 40～74歳までの被扶養者(配偶者で特定健康診査を希望する方) ※原則特定健診と同時受診	健保連集合契約 A (健保連集合契約 A 施設で婦人科健診の同時受診不可の場合、全国の医療機関・健診施設での受診を認めます)	上限 10,000 円 窓口で立替払い、 後日健保に請求 ・乳がん検査(マンモ、エコー) ・子宮がん検査(子宮頸部細胞診) 上記以外は自己負担	別紙④ 婦人科健診
		40～74歳までの被扶養者(配偶者以外の家族) 40～74歳までの被扶養者(配偶者で特定健康診査を希望する方) ※お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当を受診済みで結果の写しを健保に提出可能な方	全国の医療機関・健診施設	上限 10,000 円 窓口で立替払い、 後日健保に請求 ・乳がん検査(マンモ、エコー) ・子宮がん検査(子宮頸部細胞診) 上記以外は自己負担	別紙④ 婦人科健診
(5)	特定保健指導 *5	40歳以上で人間ドック、事業主健診の受診結果が一定の基準を超えている被保険者(本人)、被扶養者(配偶者)	健保が委託契約した会社(東京都予防医学協会など) 健保個別契約施設(一部限定、対象施設は HP 参照)	自己負担なし	別紙⑤ 特定保健指導

*1 半日、一日ドック、一泊ドックが受診できます。各施設によって受診できるコースが決まっていますので確認の上、受診してください。

*2 費用の上限は基本となるコースの料金の上限であって、オプション検査を含めた総額の上限ではありません。オプション検査、及び補助金上限を超える費用は自己負担となります。

*3 40歳から74歳までのすべての人を対象にした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診で、法律により医療保険者(国保・健保)は加入者(本人・家族)に対して実施が義務付けられています。なお、被保険者(本人)が受診する人間ドックや事業主が実施する定期健康診断に特定健康診査項目が含まれています。

配偶者以外の家族の方には例年通り特定健診の受診券を発行いたします。人間ドックを受診される配偶者の方は特定健診を受診できませんので受診券の発行はございません。なお、配偶者の方で特定健診を希望する方は別紙②をご覧ください。

- * 4 婦人科健診は人間ドックと同時に受診してください。10,000円の範囲内であれば窓口での支払いはありません。特定健康診査についても原則、同時受診ですが、施設によって婦人科健診を受診できない場合がありますので、その際は婦人科健診のみ単独で受診可能な全国の医療機関・健診施設で受診してください。また、お勤め先やかかりつけ医等で特定健診相当を受診された方も同様に全国の医療機関・健診施設で受診してください。
- * 5 人間ドック、事業主健診を受診された被保険者（本人）、被扶養者（配偶者）を対象に健診結果よりメタボリックシンドローム判定を行い、該当者の中から希望する方にご案内する生活習慣の改善を促すサービスです。
- * 6 健康保険組合連合会が「各病院団体」と契約している健診施設で、標準検査項目の人間ドックが受診できる。
- * 7 健康保険組合連合会が「代表健診機関団体」と契約している健診施設で、特定健診の検査項目が受診できる。集合契約Aは「代表健診機関団体」と契約を結ぶことで全国の健診施設を利用可能とするものです。

2. 予防接種等

(1) インフルエンザワクチン接種

① 補助金

- ・ 加入員に対して年度内一人1回まで全額補助いたします。
- ・ 2回接種を必要とされる子どもに関しては、2回分全額補助いたします。

② 申請方法

- ・ MY HEALTH WEBにて補助金申請をしてください。原則、領収書（接種者、接種機関名、接種年月日、但書き（インフルエンザ予防接種代として等）、費用単価、領収印）は必須項目です。

領収書に不備がある場合、一旦差し戻させていただく場合があります（領収書を受け取る際、内容に不備がないか必ずご確認ください）。

③ 集団予防接種

- ・ 昨年度に引き続きインフルエンザ集団予防接種を実施する予定です。詳細は、ワクチンの生産量や標準的な価格が決まる8月以降にご案内いたします。
- ・ 集団予防接種の場合は、事前に申し込みが必要です。接種当日、連絡票と予診票を持参してください。

(2) 風しん抗体検査・ワクチン接種

① 補助金

- ・ 加入員に対して抗体検査・ワクチン予防接種について各1人1回まで費用全額を補助いたします。

ただし、自治体の助成を受けられない場合に限りです。

※ 幼児の予防接種については、1歳児（第1期）、小学校入学前1年間の幼児（第2期）に原則として、麻しん風しん混合(MR)ワクチンを、多くの自治体で公費負担により接種できます。この時期に接種するようにしてください。

上記以外の時期に接種された場合は、補助対象外とさせていただきます。

② 申請方法

- ・ MY HEALTH WEBにて補助金申請をしてください。原則、領収書（接種者、接種機関名、接種年月日、但書き（風しんワクチン予防接種代として等）、費用単価、領収印）は必須項目です。

- ・ 領収書に不備がある場合、一旦差し戻させていただく場合があります（領収書を受け取る際、内容に不備がないか必ずご確認ください）。

(3) 新型コロナウイルス感染症等検査

※NSD 社員の方は、会社で PCR 検査キットが用意されておりますので、まずは、新型コロナウイルス関連総合窓口（下記④参照）へご相談ください。

① 補助金

- ・被保険者及び被扶養者
- ・補助金の上限は 50,000 円/人です。

② 補助の対象範囲

- ・濃厚接触者の定義の違いで公費での検査が受けられない場合や保健所の判断として検査対象外となったなど、具体的に感染の可能性があると思われる以下の場合のみ支給対象とします。

✓濃厚接触者の定義には当てはまらないが、状況から見て感染の疑いが強いと思われる。

✓濃厚接触者と同居、或いは長時間の接触があった。

- ・公費負担で検査を受け、初診料等の立替払いが発生した場合でも、その費用について支給対象とします。

<支給対象外のケース>

- ・業務上の都合で検査が必要な場合。
- ・海外出張などで陰性証明が必要といった単純に業務で必要というような場合。
- ・帰省に合わせ検査を受けたいというような私的理由の場合。

③ 補助対象検査項目

- ・PCR検査・抗原検査・抗体検査

④ 利用手続き

- ・利用を希望する者は、事業主へ届け出て、事前に健保の承認を得てください。

✓(株)NSD：新型コロナウイルス関連総合窓口 ml-bcp-jimu@nsd.co.jp

✓その他事業所：事業所担当者

- ・健保の承認後、本人が予約し、検査を受けてください。
- ・下記健保個別契約施設で検査を受ける際には保険証を持参すること。
- ・検査の結果については結果の如何を問わず、必ず事業主に連絡してください。

⑤ 検査費用の支払い

- ・下記個別契約機関で検査を受けた場合は、自己負担は発生しません。
下記個別契約機関以外で検査し、立替払いをした場合は、MY HEALTH WEBにて補助金申請をしてください。

⑥ 検査機関

- ・原則、下記検査機関を利用するものとする。ただし、緊急の場合など止むを得ない事情がある場合は、他の検査機関の利用を認めます。

⑦ 健保個別契約機関

- ・イムスグループ【池袋・新宿・八重洲・京橋・志村坂上・千葉】

<http://www.ims.gr.jp/group/>

- ・神田すこやかクリニック【神田須田町】

<https://www.kanda-sukoyaka.com/outpatient/#PCR>

- ・すぎた内科クリニック【大阪市江戸堀】

<https://sugitaclinic.com/>

3. 禁煙対策

(1) 禁煙治療費用補助

①対象範囲

- ・20歳以上の被保険者、ひとり1回限りとします。

②支給要件

- ・日本国内の医療機関において禁煙外来（保険適用・自由診療を問わず）を受診し、禁煙治療終了から3か月経過した時点で禁煙が継続している場合に支給します。

※以下の場合には不支給となりますのでご注意ください。

（全額不支給）

- ・禁煙治療を途中で中断した場合
- ・禁煙治療終了後、3か月経過するまで禁煙が継続できなかった場合（該当分不支給）
- ・禁煙補助薬剤を個人の判断で購入した場合

③補助金額

- ・保険適用の場合：治療費・薬剤費の自己負担金額全額
- ・自由診療の場合：治療費・薬剤費の3割の金額（上限20,000円まで）

④補助金申請

※以下請求書と添付書類を事業所人事部経由で提出してください。

- ・禁煙治療費用補助金請求書
（添付書類）
- ・禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書
- ・禁煙補助薬名が明記された薬局等の領収書

4. 電話健康相談

以下のサービスが利用可能となっています。利用件数は昨年度実績で年間90件余りとなっています。24時間・年中無休で運用しているサービスもございますので、緊急時に有効にご利用いただけます。是非ご活用ください。

(1) 健康相談

- ・医師・保健師・臨床心理士による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス相談（24時間・年中無休）
- ・夜間・休日の医療機関案内（24時間・年中無休）
- ・医療機関・介護などシルバー情報の提供（24時間・年中無休）
- ・医薬品に関する情報提供（24時間・年中無休）
- ・何度ご利用いただいても無料です。

(2) メンタルヘルスカウンセリング

- ・電話によるメンタルヘルスカウンセリング（9:00～22:00・年中無休）
- ・面談によるカウンセリング
 - ▶ 完全予約制／電話予約受付
平日 9:00～21:00 土曜 9:00～16:00
 - ▶ Web受付 24時間・年中無休
- ・年間1人当たり5回まで無料

(1)、(2)ともに電話番号は以下です。

0120 - 740 - 290 (通話料無料)

(3) チャットロボットによる健康相談

- ・ 季節の健康相談
冬は「インフルエンザ」、春は「花粉症」、夏は「熱中症」など、季節に応じた健康相談
- ・ 体調不良に係る健康相談
- ・ 女性の健康相談
- ・ 乳児の健康相談
- ・ 24時間・年中無休・無料

※解決に至らない場合は、電話相談に切替が可能です。

- ・ 健保ホームページ>保養と健康づくり>オンライン健康相談>チャットロボット健康相談よりQRコード、URLからご利用ください。

5. 体育奨励

(1) 補助金

- ・ 加入員に対して年度内1人当たり6回まで1回につき3,000円を上限に補助いたします。ただし、健保の認める健康保持・増進のための最小でも部店単位で催行される行事に参加した場合に限ります。
- ・ 体育奨励金はスポーツイベントに対する補助ですのでバーベキューや打上の費用、不適切と思われる賞品設定(商品券、アルコール類等)などは補助対象外となりますのでご注意ください。

(2) 申請方法

- ・ 行事開催の2週間前までに、**MY HEALTH WEB**にて、体育奨励補助金事前申請を行ってください。添付資料(開催案内:種目・日時・場所、参加人数)は画像データを添付してください。
- ・ 内容審査の上、審査結果を代表者の方にご連絡いたします。
- ・ 行事終了後、速やかに「体育奨励補助金申請書」に所定の事項を入力し、会計報告(審査結果連絡時のメール添付例を参照)および領収書を健保組合宛メール添付にて提出してください(CC:事業部長・部長)。

※申請書・参加者名簿はエクセル、その他はPDFか写真データで添付してください。 提出先メールアドレス：nsdkenpo@nsd.co.jp

(3) その他

利用回数の管理は、原則個人でお願いします。健保では、会計報告に理事長の決裁を受けて、初めて利用回数をカウントしますので、複数のスポーツイベントに参加予定の場合は、正確な利用回数が把握できません。現在のご自分の利用実績が不明の場合は、ご自身で健保宛ご照会いただきますようお願いいたします。

6. 宿泊補助

(1) 補助金

被保険者、被扶養者に対して年度内1人当たり10,000円を上限に補助いたします(回数制限なし)。ただし、宿泊費用が発生しないお子様に関しては対象外とします。宿泊は保養及び健康増進を目的とし、日本国内に限ります。

※補助金支給額について

1人の宿泊料金に対して、1,000円未満の端数を切捨てた金額を補助金額とします。年度内で10,000円になるまで申請可能です。

(例1)

1回目申請 10,890円→補助金 10,000円
⇒1回の申請で支給終了となります。

(例2)

1回目申請 5,250円→補助金 5,000円
2回目申請 2,100円→補助金 2,000円
3回目申請 8,900円→補助金 3,000円
⇒補助金額の累計が10,000円になった時点で支給終了となります。

(例3)

1回目申請 (5,800円+3,800円=9,600円) →補助金 9,000円
1泊目 5,800円
2泊目 3,800円
⇒1回の申請で複数日宿泊の場合は、合計宿泊料金の1,000円未満端数切捨てとなります。

(2) 申請方法

- ・ MY HEALTH WEBにて補助金申請をしてください。
- ・ 領収書、宿泊証明書は画像で添付して申請してください。

(3) 注意事項

- ・ 領収書の宛名は会社名ではなく、被保険者名(本人)、或いは被扶養者名(家族)としてください。やむを得ず、被保険者または被扶養者以外の宛名となる場合は、申請書の備考欄にその旨を記入してください。
- ・ 個人の宿泊単価、人数が領収書の記載事項から読みとれない場合などは、内容を確認できる日程表や明細書等を添付してください。
- ・ リソルを利用された場合は、領収書に加えてマイページの利用履歴を添付してください。
- ・ 旅行会社等のパッケージ旅行でも、旅程表などで1人あたりの旅行代金と宿泊施設・宿泊日が確認出来れば補助金を利用出来ます。申請の際は、旅程表のコピーを添付してください。
- ・ 宿泊証明書の押印はゴム印だけではなく、社判か担当者印としてください。
- ・ 宿泊証明書は、当健保指定のフォーマットを使用してください。宿泊施設のフォーマットで発行される場合は、指定フォーマットと同様の内容を全て記載してもらうようにしてください。

7. スポーツ施設

- ・コナミスポーツクラブ、セントラルスポーツ、東急スポーツオアシスが利用できます。
- ・補助利用回数は1ヶ月当たり7回までです。(補助金額相当：1,000円)
- ・各施設では、補助金額相当を差引いた料金をお支払いいただきます。
- ・複数の施設を利用された場合は、各施設の利用実績データを集計後に当組合にて回数チェックを行い、7回を超えた分については補助金額相当分を返納していただきます(※ご案内時期は施設利用月の翌々月初旬)
- ・RIZAP 法人会員プラン
健保 HP よりお申込みいただくことで、利用料金分割手数料無料や入会金無料等の優待が受けられます。
- ・各施設の詳細は、健保 HP 保養と健康づくり>スポーツ施設をご参照ください。

2 保険給付

病気やケガで医療機関から治療を受けたときや、療養や出産のため会社を休んでその間、給与が受けられないときに健保から給付を受けることができます。健保ではこれらを給付する際、その内容が妥当か否かの調査を厚労省の指導の下に行っております。引続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 柔道整復師(接骨院・整骨院)での受診者に対する調査

(1) 実施目的

近年増加傾向にある柔道整復療養費給付の給付制限に抵触する療養給付の防止や架空請求等の是正を目的として調査を実施します。

(2) 実施要領

- ① 柔道整復師から送られてくる「柔道整復施術療養費支給申請書」の施術内容の点検を健保から「株式会社ケーシップ 審査部 柔整課」(以下、業務委託先という)に業務委託いたします。
- ② 健保の要請に基づき、業務委託先より受療対象者宛てに負傷原因や施術内容等の照会文書を送付いたします。
- ③ 加入員(本人・家族)は送付された照会文書に回答いただき、同封する返信用封筒にて業務委託先まで返送してください。回答の内容を業務委託先で点検いたします。
- ④ 点検の結果、療養費の支給が不相当と判断されるものについては、自己負担とさせていただきますので、ご了承ください。

2. 負傷原因の調査

健保では本人または家族がケガをしたときの負傷原因を調査します。これは負傷された原因や状況によっては【健康保険が使えない場合】があり、医療費の適正化事業の一環として、健康保険法に基づいて行うものです。

(1) 健康保険が使えない場合

- ・交通事故や暴行など第三者(健保と本人・家族以外の第三者という意味)の行為に

よる負傷。自賠責、自動車保険、損害賠償責任保険、または加害者が本来負担すべきもの

- ・ 仕事や出張中の負傷、または通勤途上の負傷。労災保険が適用されるもの

(2) 調査要領

- ・ 医療機関から健保に請求される「診療報酬請求明細（レセプト）」から外傷性のケガで受診され、一定額以上の医療費を支払われた方に調査票を送付いたします。
- ・ 送付された調査票に負傷原因、状況、加害者の有無などを記入していただき、健保まで返送してください。
- ・ 健保で点検し、第三者の行為による負傷、労災と判断したものについては、加害者に医療費の返還を求める、労災保険に切替る、などの対応が必要となります。

3. 高額療養費・一部負担還元金および家族療養費付加金支給方法変更

2021年4月より申請書による請求支払から自動支払いに変更しました。それに伴い、申請手続きは不要となりました。給付金は、事業所届出済みの経費口座へお振込します。

2021年3月以前にお送りしている申請書につきましては、従来通り健保にご提出ください。

3 その他

1. 申請期限

補助金支給事由発生後、3ヶ月以内に申請をお願いします（年度末に関しては特に速やかに申請いただきますようお願いいたします。必ず4月中旬までに健保に到着するよう申請してください）。

2. 振込先口座

健保財政逼迫の折、振込手数料負担を少しでも軽減するため、振込先の口座は、三菱UFJ銀行を指定いただきますようお願いいたします。特に新宿新都心支店・大阪営業部・栄町支店の口座をお持ちの方は必ずそちらを指定してください。

3. 各種申請書押印廃止

法改正により、提出する各種申請書への事業主印・本人印は、不要となりました。旧申請書は押印なしで使用いただけます。

4. 問い合わせ先

ご不明な点等ありましたら、下記にお尋ねください。

NSD健康保険組合

外線：03 - 3257 - 1207

内線：5056・5057

メール：nsdkenpo@nsd.co.jp

以上

別紙①人間ドック

1. 対象者

- ・ 35 歳以上の被保険者（本人）、及び被扶養者（配偶者）です。
- ・ 受診日に 35 歳に到達していれば補助の対象となります。

2. 受診方法

(1) 受診する健診施設を調べる。

- ① 健保が個別契約している健診施設。別添「健康保険組合個別契約健診施設一覧」をご参照ください。健保 HP から参照可能です。

(<http://www.nsd-kenpo.or.jp>、「保養と健康づくり」->「健康診断」->「健診利用案内」->個別契約施設一覧)

- ② 健康保険組合連合会が契約している健診施設。健保 HP からご参照ください。

(<http://www.nsd-kenpo.or.jp>、「保養と健康づくり」->「健康診断」->「健診利用案内」->健康保組合連合会契約健診施設一覧。参照パスワードは nsd。なお、各施設で受診できるコース（半日、一日、一泊ドックなど）が決められていますので確認の上、お間違いの無いよう受診してください)

- ③ 例外（上記に属さない健診施設）

「住居または勤務場所から、電車等を使って片道約 1 時間の範囲内に①、②の健診施設が一箇所も無いと健保が認めた場合」で、かつ、「事前に健保に相談し、承認を得ている場合」のみ、①、②以外の健診施設での受診を認めます。この場合は、一旦立替払いで精算していただいた後、疾病予防補助金請求書に領収書、健診結果を添付し事業所経由で健保に請求してください。

※人間ドック予約サイト（人間ドックのここカラダ等）から予約すると補助の対象になりませんので注意してください。予約は各施設の Web サイトまたはお電話で行ってください。

(2) 希望の健診施設に予約する。

【NSD】

- ① 健診施設へ受診希望者が直接受診日を予約し、その後、「NIES 人間ドック利用申請」にて Web 申請してください。
- ② 受診当日、健診施設での本人確認に「健康保険証」を使用しますので、必ず持参してください。

【NSD 以外】

- ① 健診施設へ受診希望者が直接受診日を予約し、その後、「人間ドック利用申込書（2 枚複写）」に所定事項を記入のうえ 1 枚目のみ事業所経由で健保組合へ提出してください。2 枚目は本人控えとなりますので提出不要です（健診施設への持参も不要です）。
- ② 受診当日、健診施設での本人確認に「健康保険証」を使用しますので、必ず持参してください。

3. 健診費用の精算と一部負担金の請求

- ・当日、負担はありません。ただし、オプション項目、及び補助金額上限を超えた分は受診者負担となりますので、必ず窓口にて支払いを済ませてください。
- ・費用補助上限は基本となるコース料金の上限であって、オプション項目を含めた総額の上限ではありません。オプション項目は自己負担となります。
- ・胃の X 線検査を内視鏡検査に変更した場合、発生した追加料金は受診者負担となりますので窓口でお支払いください。
- ・被保険者（本人）、被扶養者（配偶者）の自己負担 10,000 円は、後日（健保が受診機関に補助金額を支払った月の翌月）給与から引き去ります。

★CARENA 健康ポイント利用について

上記自己負担額 10,000 円に代えて、CARENA 健康ポイント 10,000 ポイントを利用出来ます。ポイントを利用希望の場合は、人間ドックの受診と併せて以下の通り申請してください。申請前に必ずポイント残高を確認し、10,000 ポイント以上ある場合のみ申請してください。

※健康ポイント残高は、「健康ポイント交換サイト」で確認してください。

CARENA アプリ>ポイント履歴>ポイント交換>「健康ポイント交換サイト」

【NSD】

NIES 人間ドック利用申請の申請画面で、健康ポイント「利用する」を選択してください。

【NSD 以外】

人間ドック利用申込書の右下欄の「ポイントを利用する」にを入れてください。
ポイント利用する場合は、必ず社員番号を記入してください（配偶者の場合は、被保険者の社員番号を記入してください）。

(ポイント利用に関する注意事項)

- ・CARENA 健康ポイント交換サイトでの申請は不要です。
- ・被保険者・被扶養配偶者どちらの申請でも利用可能ですが、1 人につき 10,000 ポイント必要です。
- ・ポイントは、人間ドック受診日時点ではなく、申請日時点で 10,000 ポイントある場合のみ利用できます。
- ・実際のポイントの引去りは、申請から 20 日～50 日後となりますので、それまでの間に他のポイント交換を利用される場合は残高に注意してください。残高不足で引去り出来なかった場合は、通常通り自己負担 10,000 円が給与天引きになります。
- ・ポイント利用で人間ドックの申請がされた時点からポイント引去りの処理が開始されるため、申請後に人間ドックをキャンセルしてもポイントを返還できません。次回受診時に充当する事となりますのでご注意ください。
- ・ポイントを、人間ドックのオプション検査や婦人科検診の自己負担などに充当する事はできません。

その他注意事項

- ・ 健診結果（特定健診含む）は受診者、および労働安全衛生法規則 44 条に従い健保を通じて事業主に報告されます。同意されない場合は補助対象外となりますのでご了承ください。
- ・ 原則、全検査項目受診が補助の対象となりますので、各コースで決められた検査項目は全て受診してください。
- ・ 健保への申請は、事前に余裕をもって行なってください。利用申請を忘れると費用補助の対象にならない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 受診日の変更・キャンセルの場合は、必ず健保組合へメールまたは電話で連絡してください。 Mail: nsdkenpo@nsd.co.jp Tel:03-3257-1207

別紙②特定健康診査（特定健診）

1. 対象者

- ・ 40～74 歳までの被扶養者(配偶者以外の家族)
- ・ 40～74 歳までの被扶養者(配偶者で特定健康診査を希望する方)

受診年度内（4月1日～3月31日）に40歳に到達する方は補助の対象となります。

受診券が手元に届き次第受診可能です。

なお、被扶養配偶者は原則人間ドックの受診となりますが、特定健診を希望する方は、下記の内容を nsdkenpo@nsd.co.jp 宛てに連絡いただければ特定健診の受診券を発行します。

【メール件名】 特定健康診査受診券発行依頼

【メール記載内容】 健保記号・番号、社員氏名、被扶養者氏名、被扶養者生年月日

2. 受診方法

(1) 受診する健診施設を調べる。

健康保険組合連合会が契約している健診施設。健保 HP をご参照ください。

<http://www.nsd-kenpo.or.jp>、「保養と健康づくり」->「健康診断」->「特定健康診査利用案内」->集合契約A施設一覧。参照パスワードは nsd)

(2) 希望の健診施設に連絡する。

- ・ 婦人科健診を同時受診する場合は実施可能な施設であることを確認してください。
- ・ 婦人科健診を受診できない施設の場合、別の施設に変更するか、婦人科健診のみ別の施設で受診してください。詳細は別紙④婦人科健診をご参照ください。

(3) 特定健診を受診する。

- ・ 健保から事前に配布（4月中旬予定）する特定健康診査受診券と保険証を受診施設の窓口へ提示してください。
- ・ 受診施設の指示にしたがって、既定の検査項目を受診してください。
- ・ 婦人科健診を同時受診する場合はその旨、受診施設にお伝えください（事前に予約しておく必要がありますのでご注意ください）。

3. 健診費用の精算と一部負担金の請求

- ・ 特定健診は「自己負担なし」ですが、既定の検査項目以外の検査を追加すると別途料金が発生します。
- ・ 婦人科健診は全額立替払いになりますので窓口でお支払いください。詳細は別紙④婦人科健診をご参照ください。

4. その他注意事項

- ・ 受診方法と費用の精算についての詳細は受診券をお渡しする際に同封しております「特定健康診査・特定保健指導のご案内」をご参照ください。

別紙②特定健康診査（特定健診）

- ・ 期中で扶養に入られた 40 歳以上の方には、希望者に限り受診券を発行します。ご希望の方は健保宛にメールで依頼してください。
- ・ 原則、海外に在住の方には発行いたしません。被保険者の海外赴任に帯同した被扶養者が期中に帰国した場合、40 歳以上で希望する方に発行します。なお、海外と本邦との間で住所の異動が発生する方は、情報の登録が必要となりますので健保までご連絡ください。

別紙③二次（再・精密）検査

1. 対象者

健保の人間ドック受診者で受診結果が「再検査」、「要精密検査」になった方です。

2. 受診方法

- ・受診施設は原則、人間ドックを受診した施設ですが、設備が整っていない場合は他の施設での受診を認めます。
- ・受診施設へは、ご自身で直接予約してください。このとき二次検査である旨を伝えてください。
- ・検査によっては保険診療（3割の自己負担）になる場合もありますので健康保険証を持参してください。
- ・受診の仕方により、検査費用補助の対象外となる場合がありますので、下表の主なケースを確認してください。

ケース	補助対象	備考
同日、同施設で複数検査受診	○	
同検査内容で医師の指示により、複数日に受診※検査、後日結果を聞きに行く等	○	領収書が複数枚ある時は全部を添付
保険証を使用して受診	×	
病院で二次検査は保険診療のみと言われた	×	補助を希望する場合は自費診療可能な病院を探して受診する
再検査が2項目あり、それぞれ別の病院で受診	△（1項目のみ）	どちらか1項目のみ補助対象
紹介状なしで二次検査を受診し、選定療養費が発生	△（選定療養費以外が対象）	紹介状作成、検査結果表作成等の文書作成料は補助対象
検査＋治療	△（検査のみ）	保険証を使わず自費診療を受けた場合でも、治療に関しては補助対象外

3. 費用負担と健保への請求

- ・上限 15,000 円まで補助いたします。
- ・健保の人間ドック個別契約施設で受診すると、受診施設から直接健保に費用を請求することが可能な場合があります。その際、費用が 15,000 円以内であれば窓口での負担は不要ですが、超過した場合は窓口で超過分の支払いを済ませてください。
- ・窓口で全額立替払いをした場合は上限 15,000 円までは健保で補助いたしますので次の①、②の書類を画像添付して MY HEALTH WEB にて補助金申請してください。

- ① 健診施設の窓口で受け取った領収書
- ② 二次検査の結果※口頭で検査結果を聞いた場合は、申請画面の備考欄に入力してください。

別紙④婦人科健診

被扶養者（家族）向けの婦人科健診についてのご案内となります。

1. 対象者

- ・ 健保の特定健診を受診された被扶養者（家族）の方です。
- ・ お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当（診査項目は別添「特定健康診査項目一覧」を参照）の健診を受診され、健診結果の写しを健保に提出可能な被扶養者（家族）の方です。

2. 受診方法

(1) 受診する施設を調べる。

① 特定健診と同時受診する場合

健康保険組合連合会が契約している特定健診施設から婦人科健診を対応している施設を探す。健保 HP からご参照ください。

<http://www.nsd-kenpo.or.jp>（「保養と健康づくり」->「健康診断」->「特定健康診査利用案内」->集合契約A施設一覧。参照パスワードは nsd）

② 婦人科健診のみ受診したい場合

- ・ ①で調べた結果、同時にできる施設が近隣にない方、或いはお勤め先、かかりつけ医などで特定健診相当を受診済みの方で、婦人科健診のみを受診したい場合は、全国の医療機関、健診施設での受診を認めます。
- ・ また、前述の別紙①人間ドックでご案内している健康保険組合連合会の契約施設でも受診可能な施設がありますので、ご参考にしてください。
- ・ なお、下記の健保が契約する人間ドック個別契約の受診施設では、特定健診と婦人科健診が同時に受診できますので併せてご利用ください（正式名称を一部省略しています）。

東京：ヘルチェック、所沢中央病院健診クリニック、新宿ロイヤルクリニック（月曜のみ）、立川中央病院附属健康クリニック

大阪：関西労働保健協会（千里）、結核予防会

名古屋：全日本労働福祉協会、聖隷健康診断・聖隷予防検診センター

福岡：西日本産業衛生会

福島：いわき湯本病院、福島県保健衛生協会

(2) 希望の健診施設に予約する。

- ・ 婦人科健診は必ず予約が必要となりますので、ご自身で直接受診施設に予約をしてください。
- ・ 検査項目は乳がん検査（マンモグラフィー、エコー）、子宮がん検査（子宮頸部細胞診）となりますので、受診する検査項目を伝えてください。

(3) 婦人科健診を受診する。

- ・ 健康保険証は使用しない（保険外診療）ことを伝えてください。
- ・ 検査項目は予約時に伝えた内容であることを確認してください。

- ・その他オプション検査を追加しても構いませんが、自己負担となりますのでご注意ください。

(4) 費用負担

- ・一旦窓口で全額立替払いになりますが、上限10,000円までは当健保組合で補助しますので以下の「請求に必要な書類」を揃えてMY HEALTH WEBにて補助金申請してください。
- ・申請は、検査実施後3ヶ月以内をお願いします。

※年度末に関しては、4月末日までに申請するようにお願いいたします。

「請求に必要な書類」

- ✓ 当健保組合の特定健診を受診された方：下記①～②を提出
 - ✓ お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当を受診された方：下記①～④を提出
- ※①～④は、画像で添付してください。

① 領収書

(※領収書の宛名は受診者として下さい)

(※領収書に各検査項目の単価を記載してもらってください)

② 婦人科検診の結果

(※受診者の氏名が分かる部分も併せて添付してください)

- ③ お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当を受診した場合、その受診結果(写し)(※特定健康診査・特定保健指導のご案内の<<特定健康診査項目について>>を参照し、受診項目の確認を行ってください。受診項目に不足がある場合、補助の対象外となります。)

④ 特定健康診査質問票

(※質問票が無い場合、健保HPからダウンロードしてご記入ください)

<http://www.nsd-kenpo.or.jp> (「届出・申請書一覧」->「保養と健康づくりに関する書式」->特定健康診査質問票)

- ・「請求に必要な書類」を受付けてから、お支払いまで数カ月を見込んでいます。これは特定健診を受診されたかの確認を行う上で、同健診の受診結果が必要になりますが、この受診結果が受診施設から健保に届くまでおよそ同程度の期間を要するためです。何卒、ご了承ください。
- ・婦人科健診で不明な点がございましたら、受診前に健保にご相談ください。

別紙⑤特定保健指導

1. 対象者

人間ドック、事業主健診を受診された40歳以上の被保険者（本人）、及び被扶養者（配偶者）を対象に、健診結果よりメタボリックシンドローム判定を行い、一定の基準を超えた方にご案内いたします。ご多忙とは存じますが、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

2. 保健指導要領

健保から委託する会社の専門相談員（保健師、管理栄養士など）による初回面談を含む3または6カ月間のプログラムです。

面談時に目標設定を行い、その後電話やメール等でアドバイスや支援を受けながら3または6カ月間の生活改善に取り組んでいただくプログラムです。プログラム終了時に最終評価を行います。取組状況や最終評価は、健保にのみの報告ですので第三者に知られることはありません。

今まで多くの方に参加いただいております。ほとんどの方が最後まで継続され、成果を上げています。是非、健保から勧誘の連絡がありましたら、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

また、2018年度から、人間ドック当日にその結果に基づいて、一定の基準を超えた方に対して特定保健指導の初回面談を実施する方式を、人間ドック個別契約先の一部施設で実施しております。従来は、人間ドックを受診されてから、数ヶ月～1年程度経過してから特定保健指導の勧誘をしておりましたが、今回の方式ではドック受診日当日に保健指導が受けられますので、勧誘された際には是非参加してください。対象施設は現在以下のとおりですが、順次拡大していきます。

- ・ヘルチェック全施設
- ・アムス全施設
- ・関西労働保険協会全施設
- ・帝国ホテルクリニック
- ・ベルクリニック
- ・東海診療所
- ・東京都予防医学協会（CARENAを使用した特定保健指導実施）
- ・リソルクリニック
- ・大野クリニック
- ・大宮シティクリニック
- ・近畿健康管理センター全施設 CARENAを使用した特定保健指導実施）
- ・イムス東京健診クリニック

3. 費用負担

個人の負担は発生しません。全て健保が負担します。

特定健康診査項目一覧

特定健康診査の受診内容は次のとおりです。

1. 基本項目

- (1) 質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- (2) 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- (3) 血圧測定
- (4) 理学的検査(身体診察)
- (5) 検尿(尿糖、尿蛋白)
- (6) 血液検査
 - ① 脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
 - ② 血糖検査(空腹時血糖または HbA1c)
 - ③ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)

2. 詳細な健診の項目(一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施)

- (1) 心電図
- (2) 眼底検査
- (3) 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)
- (4) 血清クレアチニン検査